



■物価高対応子育て応援手当を支給します

物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援するために、保護者の所得額に関係なく子育て応援手当を支給します。

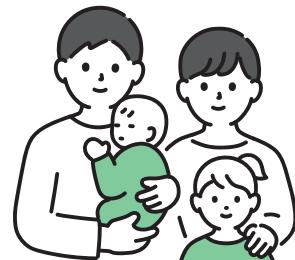
対象児童 平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童

支給対象 ①令和7年9月分の児童手当受給者

②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童を監護・養育する保護者のうち生計を維持する程度の高い方

※原則として令和7年10月支給の児童手当と同じ口座へ振り込みします。

※公務員の方および令和7年10月1日以降にお生まれの児童については、支給対象者が住民登録している市町村へ申請が必要です。



支 給 額 対象児童1人につき2万円

詳しくは、さぬき市ホームページで「物価高対応子育て応援手当」で検索してください。

【問】子育て支援課

☎ (0879) 26-9905

● 受けよう！20歳の無料歯科健診！

受診期間は
2月末まで

歯ぐきの腫れや出血があっても、しばらくすると治る…そんな経験を繰り返していませんか？
それは歯周病の初期症状かもしれません。20代であっても不規則な生活や不適切な口腔ケアによって、歯周病になることがあります。「痛みがないから大丈夫」と思わず、かかりつけ歯科医をもち、定期的に自分のお口のチェックをしましょう。



【対 象 者】 平成17年4月1日～平成18年3月31日生まれの方
対象者には5月末に個別案内をしています。
受診券を紛失された方はご連絡ください。

【内 容】 むし歯や歯肉炎の有無、歯垢の付着や歯並び等の診察、結果に応じた指導など

【実 施 場 所】 市内の歯科医療機関(要予約)

【自己負担金】 **無料** ※虫歯治療や歯石除去は自己負担が必要です。

【問】国保・健康課(健康係) ☎ (0879) 26-9908

■お子さんの麻しん(はしか)・風しんの予防接種はお済みですか

麻しんは感染力の強い疾患であり、防ぐためには予防接種が効果的とされています。

麻しん・風しんは乳幼児期にかかることが多いため、下記の対象者は予防接種を受けましょう。

また、第2期の対象者で、接種されていない方は、接種期限の3月31日まで予防接種を受けるようにしましょう。

対象者(自己負担：無料)

【第1期】1歳児(生後12か月～24か月)

【第2期】平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ(5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間)

※3月31日を過ぎると、全額自己負担となります。

◎予診票を紛失した方は再発行しますので、国保・健康課までご連絡ください。

【問】国保・健康課(健康係) ☎ (0879) 26-9908